

乳児を対象とした液体状の調整乳の国内流通を実現させるための法的整備を求める意見書

我が国では、乳児を対象とした調整粉乳について乳等省令により規定されているが、乳児を対象とした液体状の調整乳（以下「乳児用液体ミルク」という。）については個別に規定されていない。そのため、現時点においては、海外で流通している乳児用液体ミルクは、乳等省令中の乳飲料に分類されるため国内での製造等は禁止されていない。

しかし、現行制度において、乳児用液体ミルクを販売する場合は、乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示する健康増進法における特別用途食品として国の許可を受ける必要がある。特別用途食品として[乳児の特別な用途に適する旨]を表示するための表示許可基準は、乳等省令に規定される「乳児用調整粉乳」のみであることから、乳児用液体ミルクについては、[乳児の特別な用途に適する旨]を表示し販売することは出来ない。

なお、乳児用液体ミルクとは、乳児が母乳を飲めない時に代替的に飲ませる人工乳のうち、粉乳ではなく液状のものを指す。そのまま飲むものと濃縮乳があるが、今回は、法的整備を希望するそのまま飲むタイプに言及する。乳児用液体ミルクは、欧米では普及しておりスーパー等で容易に買えるが、日本では法的根拠の不足ゆえ流通できない状況であり、製造者が開発を行なわない一因となっている。

本市議会は国に対し、乳児用液体ミルクの国内流通を実現させるため、下記事項により強く求めるものである。

## 記

### 1 衛生面

乳児用液体ミルクは無菌充填されており衛生的である。一方、粉ミルクはその製法上無菌ではなく、感染リスクも乳児用液体ミルクより高いため乳児は粉ミルクより乳児用液体ミルクを推奨したい。

### 2 災害時の活用

乳児用液体ミルクは無菌充填のため製造から一年ほど常温保存でき（例：米国製）、常温のまま乳児に与える。水の調達・沸騰作業無しに乳児がすぐ飲めるため、災害下での活用が期待される。

### 3 育児支援

日本では現在、4割超の家庭において粉ミルクを使用する中、調乳に必要な手順や時間が保護者に負担を強いている。例として保護者の体調不良時、早期復職に伴う保護者の恒常的な時間不足、外出時の大荷物、双子への頻回調乳等がある。乳児用液体ミルク普及により粉ミルクと併用でき、ミルク育児を行う家庭の負担軽減が期待される。

提案

少子化対策や女性活躍が叫ばれる中、上述の衛生面・災害時の活用・育児支援により、誰もが安心して育児が出来るよう、国が中心となり法的整備と必要な財源を確保の上、業者等への補助及び支援を行い、乳児用液体ミルクの市場参入を促し、流通実現を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月23日

山梨県甲斐市議会議長 小 浦 宗 光

内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、国土交通大臣